小児マヒの予防接種
「まもなく「開始」……」

最近、北海道はじめ各地で小児マヒが集団発生し、こどもをもつ親たちに非常な不安を与えているが府および市町村では、独自の立場から他府県にさきがけて、小児マヒの流行を予防する緊急対策として町長が実施しなければならないことになりました。この予防接種に要する費用の一回の注射料金は四〇四円で、四回つけてもらわなければなりません。本町は他の予防接種を実施する場合においての費用は、全額町で負担しておりますが、この予防接種費用については、三月までは行政措置として保護者より実費徴収することにいたしますからご了承下さい。（強制はしません。）この予防接種の該当者は、向日町内に住居を有する乳幼児で、昭和三十四年七月一日から昭和三十五年六月三十日までの間に生れた者ですが、この該当者には町長より保護者に通知をします。なお、四月からは、法律が改正され法的措置として、この予防接種が実施されます。

一、予防接種該当者
向日町内に住居を有する乳幼児。
昭和三十四年七月一日から、昭和三十五年六月三十日までの間に生れた者。

二、接種の回数及び時期
四回皮下に接種す（接種一・〇cc）
第一期予防接種・昭和三十六年一月から三月までに、第一回と第二回を行なう。
第三回は第二回接種後七ケ月目に行なう。
第二期予防接種・第四回は第三回接種後十二ケ月目に行なう。

三、接種費用
町長は、被接種者の保護者から、一回の注射料金（実費四〇四円）を徴収す。
但し、保護者の負担能力に応じて、次の基準により、減免の措置をします。
(イ)、本年度において、町民税を課せられていない者
全額を町費で負担す……C階層
(ロ)、本年度において、町民税の均等割のみを課せられている者。
実費（四〇四円）の1/2（二〇二円）を徴収す。……B階層
(ハ)、(イ)及び(ロ)に該当しない者
全額（四〇四円）を徴収す……A階層

四、保護者負担額
保護者には、階層区分して、納付額を通知しますから、その金額を、一月二十日までに役場厚生課にご持参前納して下さい。第三、四回分の前納については、後日通知します。なお、接種費用を前納していただくのは、予定人員の確保およびワクチン液を確保するためですからご了承下さい。

＜注意事項＞
接種費用を前納されて、実施当日事故のため、注射を受けられなかった方には、原則として、後日その代金の返還はしません。役場にて、確保したワクチン液の返品はできませんし、当日封を切れば、翌日には、使用できませんので残液は廃棄してしまいますので、事故者の負担となる次第です。

＜小児マヒ＞ 予防接種の申し込みは

◆今度、昭和三十四年七月一日以、、、、、前に生れた幼児で、保護者にて、この恐ろしい伝染病から、お子達を守るために、この小児マヒ予防接種を受けたいと、希望される方々は、一回注射料金は四〇四円で、この注射を四回つけて、もらわなければなりませんのです。ご希望の方は、役場厚生課まで、一応、二回分の注射料金八〇八円納付なければ、一月二十日までに、前納して申し込み下さい。

第三、四回分の前納については後日通知します。

この希望申し込みについては、受付順位によって、予防接種を、実施しますので、料金を前納された人でも、当日のワクチン液の残量がなければ、実施はできませんので、その点特に、ご了承の上申し込みして下さい。

なお、この場合料金は、返納します。

実施期日までには当日予防接種を受けてもらう人には、通知します。

税の知識 その3

相続税

昭和二十三年一月一日に新民法が施行せられ、従来は遺産相続（死亡による）と家督相続（隠居による）とがありましたが、新民法により遺産相続のみとなりその他によるときは贈与として贈与税が課税されることとなりましたので、相続の事実が発生したときの諸手続や税金問題について説明します

1相続の申告
相続の申告は被相続人が死亡してから六ケ月以内に税務署に申告します。

2相続分
A、原則として被相続人が死亡した場合は民法の規定によって左の通り各相続人の相続財産が定められます。
(イ) 子供と配偶者が相続人であるときは、配偶者は三分の一、子供は三分の二を等分
(ロ) 配偶者及び直系尊属（父・母等）が相続人であるときは各々二分の一
(ハ) 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは配偶者は三分の二、兄弟姉妹は三分一
(ニ) 子供や父母・兄弟姉妹が二人以上のときは、各々等分
ただし、摘出でない子供の相続分は摘出である子供の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の二分の一

B、Aでは一応民法の規定により各人の相続分を定めておりますが、相続人相互の協議によって各々の相続分を定めることができます。この方法を遺産の協議分割といいます。

C、Bによって遺産の協議分割をするときで、相続人のうち相続の権利を放棄したときは被相続人の死亡した日から三月以内に家庭裁判所で権利放棄の手続をすることができます。

D、右のほかに遺留分といって遺言によって受ける場合があります。この場合は兄弟姉妹以外の相続人に対して左の額まで受けられます。
(イ) 子供のみが相続人であるとき、または子供と配偶者が相続人であるときは被相続人の財産の二分の一
(ロ) その他の場合には三分の一

3相続財産
相続財産とは相続または遺贈によって受けた財産の全部をいいます。したがって、被相続人が他人の土地を耕作していた場合でもその耕作権が相続財産に含まれることとなります。

4相続財産の評価
相続財産の評価は相続開始、すなわち被相続人の死亡した日現在の時価によります。この時価とは税務署において毎年調査して各種類別に時価を定めております。
相続財産の評価は種類が多いので記載はできませんが一般的なものを例にあげますと次の通りとなります。

（昭和三十五年分）
自作田 賃貸価格の五九八〇倍
受作田 〃 二九九〇倍
貸付田 〃 二九九〇倍
自作畑 〃 一〇二四〇倍
受作畑 〃 五一二〇倍
貸付畑 〃 五一二〇倍
自用宅地 賃貸価格
六五銭以上 二〇〇〇〇倍
三〇銭超 七五〇〇倍
二九銭以下 五〇〇〇倍
〃 自用家屋 六五銭以上 一四五〇倍
〃 三〇銭以上 一六〇〇倍
〃 二九銭未満 一八〇〇倍
竹林（文竹を目的とするもの）
賃貸価格
一〇円以上 一五〇〇〇倍
六円以上 一一〇〇〇倍
六円未満 八〇〇〇倍
竹林（筍を目的とするもの）
賃貸価格
一〇〇円以上 二〇〇〇〇倍
六円以上 一七〇〇〇倍
六円未満 一四〇〇〇倍
山林 賃貸価格の一二〇〇〇倍
家庭用動産
自家用家屋の価格の四割
事業用動産
農地一反当り五〇〇〇円
以下次号に相続税の計算例をあげ説明します。（税務課）

保育所入所の手続は

保育所とはどんな所か

幼児は保護者と一緒に生活するのがきわめて望ましいのですが今日のような社会情勢では、この希望に添することは非常に困難です。すなわち主婦も働しい家庭経済を維持するためには家庭外に職を求めて働かなければならないことも多いでしょう。また外に職を求めることの困難な主婦は幼児を抱えながら家庭で内職を、あるいは夫の手伝をして家計を助けることもあるでしょう。このような事情におきましては生活の維持と幼児の保育は両立しませんので、こうした人達のために幼稚園と趣を異にする保育所が設置されたのです。

保育所の使命

1、子供達の家庭のかわりになるところであり、子供達が家庭で与えられるべきものであって、しかも家庭で与えられておらないものを与えるところです。

2、子供の心身の健全な成長・発達を促すような有効適切な計画を持って子供達の日々の生活を営ってゆくところです。

入所できる幼児は

児童福祉法により町長が保護を要する幼児（満三才以上六才迄）を保護するのは、次のような事項に該当する場合であって、必ずしも保護を要する幼児の家庭が〝貧困であるか、または富有であるか〟を問いません。

◇入所該当者は次のような人です
母親が長期の病気、看護のため幼児を保育できない人、生活維持のため両親、その他保護者がみな忙がしくて幼児に手がまわらない人、幼児の生活環境が著しく不良（河、交通、道路）であって家での保育が該当でない人、以上のような理由により町長が措置するのですが入所させようとする時には「〝町長あて〟」に申請して下さい

保護者が法に該当しないが、幼児を保育所へ入所させたい場合は（私的契約）直接保育所との話し合いによって入所できます。

保育所の費用

保育所入所についての費用（措置費）は国が定めた基準によりますが（最高一、二七〇円最低一〇〇円）となっております。入所される幼児の世帯が一ケ月どれ位の収入があるか、または家庭の事情等によって町長が右金額の段階内にて費用の認定を行ないます。（認定額に対し町よりの補助分の所が有る予定）その決定金額の内には、事務費・給食・おやつ代が含まれております。保育所では午前八時半より午後四時まで預ってくれます。勤めのため時間がおそくなる時は保育所へ申し出ればその時間まで預ってくれます。

申し込みは

一月十日より二月十日までに地区の民生児童委員または役場厚生課にある申込用紙に記入の上提出して下さい。入所日は四月上旬で、入所は決定次第ご通知します（入所料不用）※前年度から引続き入所されている幼児も改めて申請書を提出して下さい。その他くわしいことは厚生課へお問い合わせ下さい。

〝赤い羽根〟募金 ありがとう

昭和三十五年度赤い羽根の共同募金運動を、去る十月一日より実施するについては、各部落長さん組長さんを通じてお願いしましたところ、国民たすけあい運動の精神に透徹されたみなさんの深いご理解とあたたかいご同情、ご協力により、逐年成績も向上し目標額を上廻る（募金総額二五三、七八二円）好成績を得ましたことは、町民各位のご協力の賜と感謝しております。

さらに各部落長、および組長さんならびに役員はじめ諸団体の熱心なご奉仕によりまして、好成績をあげて頂きましたことは、感謝のほかありません。

各部落長よりの一般募金を、また次の方々および事業所、諸団体より、特別募金として、多額な御寄付を、いただきましたので、内訳を記し紙上をもって衷心より、厚く御礼申し上げます。

＜特別募金＞
三千円 井上電機製作所、光徳大理石KK、都タクシーKK
二千五百円 日東薬品KK
二千二百円 安井李工務店
二千円 某氏
一千五百円 中村電機製作所
一千二百円 日本農事KK
一千一百円 石井建材KK、梶建設KK、岡崎芳介、大塚茂太郎、岩井與蔵、平山医院、今西医院、坂本鉄工所、村田昭
一千円 京都銀行向日町支店、西京信用金庫向日町支店、向日町農業協同組合、高塚製材所、向日町商店連合会、辻医院、村井歯科診療所、上田広吉、布施勘三郎、中田利保、向陽製作所、西京都医師会、服部作次郎

＜諸団体＞
一四、一五一円 乙訓中学校職員及生徒一同
五、六四一円 向日町社会福祉協議会
四、五八〇円 西山学園職員及生徒一同
一、九五三円 向日町保育園
一、四二六円 向日町役場職員
九六〇円 向陽小学校職員

＜一般募金＞

部落名	募金額	特別募金額	計
物集女	一一、三四〇円	〇円	一一、三四〇円
寺戸	七四、二一八円	二一、八〇〇円	九六、〇一八円
森本	一九、九四五円	〇円	一九、九四五円
鶏冠井	二二、七二〇円	三、〇〇〇円	二五、七二〇円
西向日	一九、四三〇円	二、〇〇〇円	二一、四三〇円
上植野	二一、六六五円	六、〇〇〇円	二七、六六五円
向日	一七、九五四円	五、〇〇〇円	二二、九五四円
諸団体	二八、七一〇円	〇円	二八、七一〇円
合計	二一五、九八二円	三七、八〇〇円	二五三、七八二円

国民年金印紙を 贈答用に

世は正に贈答用品時代といった世相をまき起しております。百貨店の商品券にはじまって，銀行のギフトチエック，商店街ではお仕立券つき〇〇の看板……役場厚生課では，4月1日より国民年金印紙100円と150円の2種類を売りさばきますから，この印紙を結婚の祝品，お中元，お歳暮等の贈答用に，ぜひご利用のほど……。

向日町保育所

入所幼児募集

年令3才から6才まで

申し込み期間・1月10日～2月10日

申し込み先・民生児童委員・役場厚生課

入所予定日・4 月 上 旬

註
入所を希望される方は、上欄の「保育所入所の手続は」をよく読んで下さい。